

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

新型コロナウイルス感染症への対応について

資料 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年5月21日

総務企画局

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 経過と新型コロナウイルス感染症対策本部の主な対応

本市では、本年1月から危機管理室及び健康福祉局が中心となり、新型コロナウイルス感染症に係る情報収集等を行ってきましたが、国における「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置を踏まえ、1月31日（金）に「川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し対応してまいりました。

- 1月28日 【市】 新型コロナウイルスに関する危機対策庁内連絡会議開催
- 30日 【国】 新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- 31日 【市】 市長を本部長とする「川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置（任意）

- 2月 5日 【市】 第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔感染症対策、各局区の取組〕
- 18日 【市】 第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔本市の医療体制、各局区の取組〕
- 25日 【市】 第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔イベント実施等について〕
- 26日 【市】 本市が実施するイベントの自粛についての方針を施行
- 27日 【国】 公立学校へ休校要請
- 28日 【市】 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔市立学校の臨時休校についての方針決定〕

- 3月 3日 【市】 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔本市の医療体制、市立学校等の運営について〕
- 6日 【市】 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔イベント自粛期間の延長決定〕
- 13日 【市】 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔職員用備蓄マスク配布方針を決定〕
- 23日 【市】 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔イベント等の自粛による影響について〕
- 25日 【市】 本市が実施するイベント等について、自粛に関する考え方を通知
- 26日 【市】 市長 緊急コメントを公表
- 27日 【市】 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔感染症拡大防止について〕

- 4月 1日 【市】 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔緊急事態宣言時のBCP発動に関する考え方（案）〕
- 2日 【市】 本市が主催するイベント等についての方針を改定
- 7日 【国】 緊急事態宣言発令
【県】 緊急事態宣言に係る県実施方針を制定
【市】 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔緊急事態宣言に伴う対応〕※任意から法定へ移行
緊急事態宣言を受けて市長コメントを公表
- 9日 【市】 緊急事態宣言下における本市行政運営方針を施行
- 10日 【県】 緊急事態宣言に係る県実施方針を改定

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 経過と新型コロナウイルス感染症対策本部の主な対応 ～つづき～

- 4月14日 【市】 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔イベント自粛期間の延長決定〕
17日 【市】 **BCP発動**、市長コメント発表、職員の勤務体制について通知
21日 【市】 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔市内経済の状況及び税込への影響等、BCP発動〕
30日 【市】 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔市緊急経済対策の策定〕
【市】 **本市行政運営方針及びBCPの延長（5月10日まで）**を通知
- 5月 4日 【国】 **緊急事態宣言の延長（5月31日まで）**
【市】 国の緊急事態宣言延長を受けて市長コメント発表
5日 【県】 緊急事態宣言に係る県実施方針を改定
7日 【市】 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔緊急事態宣言延長に伴う本市の対応〕
【市】 **本市行政運営方針及びBCPの延長（5月31日まで）**を通知
15日 【市】 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催〔市緊急経済対策等〕

○市民周知

- ・市ホームページの緊急情報への新型コロナウイルス感染症に関する情報の掲載
- ・YouTubeにおける動画配信
- ・LINE公式アカウントによる発信
- ・Twitterや市政だより等による感染症に関する情報提供

○職員の勤務体制等

- ・保健所部門、各区役所衛生部門、病院部門などへの全庁的な応援調整
- ・在宅勤務、時差勤務、サテライトオフィスやテレビ会議システムの活用等による接触機会の削減
- ・職場における感染拡大防止策、職員が罹患した場合等のサービスの取扱いや職場における対応について周知
- ・医師、看護師、救急隊員等を対象に特殊勤務手当を支給

新型コロナウイルス感染症への対応について

2 その他の主な対応

新型コロナウイルス感染症対策本部会議については、週1回を基本として開催しています。
会議開催に当たっては、関係局区が連携して課題に対応できるようプロジェクトチームにより事前調整等を行っています。

P T 名称	設置目的	構成(局区)	開催頻度
医療分野PT	<ul style="list-style-type: none"> 医療現場の状況や資器材の調達、国・県等の情報共有、陽性者数等の把握 	市長、3副市長、健康福祉局、病院局、総務企画局 (財政局、経済労働局など必要に応じて)	毎日、30分から1時間程度 ※5/11から週3回
経済関連PT	<ul style="list-style-type: none"> 市内企業の状況や経済対策に関する情報共有 経済支援関連の助成金検討 	市長、加藤副市長、経済労働局、財政局、総務企画局	不定期(必要に応じて)
こども関連PT	<ul style="list-style-type: none"> 教育(学校)現場や保育園の情報共有 居場所づくり等の検討 	伊藤副市長、教育委員会、こども未来局 (市民文化局、健康福祉局など必要に応じて)	不定期(必要に応じて)
区役所PT	<ul style="list-style-type: none"> 繁忙期対策とBCPの調整、窓口等の混雑対策状況の把握 特別定額給付金業務の影響など 	加藤副市長、市民文化局、7区役所(TV会議) (総務企画局、健康福祉局など必要に応じて)	不定期(必要に応じて)
(仮称) 福祉・生活支援PT ※新設	<ul style="list-style-type: none"> 福祉分野における課題等の現状把握と情報共有 生活保護等の情報共有 	市長、3副市長、健康福祉局、総務企画局 (財政局、経済労働局など必要に応じて)	不定期(必要に応じて)

3 今後の対応方針

これまで、医療用防護服やマスク等が慢性的に不足する中、多くの方々から御寄附をいただき、急増する感染拡大に対応してまいりました。今後は、緊急事態宣言の解除を見据えつつ、長期化を視野に入れた医療現場の支援に加えて、生活支援、経済支援等、柔軟な対応が求められます。

- 生命（いのち）を守る
感染拡大の防止と医療提供体制の整備
- 生活を守る
市民生活の安心と雇用対策
- 経営を守る
事業者の事業継続支援

また、喫緊の課題として、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を適切に行っていく必要があります。

[避難所における新型コロナウイルス感染症対策]

- 1 避難者の健康状態の確認
避難者から健康状態について申告を受け、状況に応じて検温を実施する。
- 2 避難場所での十分な換気とスペースの確保
避難場所となる体育館や教室などでは、十分なスペースを確保できるよう留意するとともに、スペースを確保する観点から体育館や特別活動室以外の教室等についても開放するよう努める。
- 3 避難者への手洗い、咳エチケット等の徹底
マスクは避難者が各自持参することを原則とする。
- 4 発熱、咳等の症状が出た避難者等への対応
発熱者等専用スペースを設置する。専用スペースは、可能な限り、一般の避難者とは動線やトイレを分けるよう留意する。

引き続き、市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施しながら、市民生活及び事業者の経営を守っていくために必要な施策を関係局と連携して進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費については、必要に応じて補正予算を組む等の対応をしてまいります。